

# 我孫子市市民公益活動支援指針

令和3年3月

## 目次

はじめに	1
1. 指針の見直しについて	2
(1) 背景	2
(2) 関係団体との意見交換の実施	3
2. 推進施策	4
(1) 拠点施設のコーディネート機能及び相談業務の充実	5
(2) 市民公益活動の参加者を増やすための取組	6
① 情報提供や参加、体験機会の充実	
② 世代ごとの担い手づくり	
③ 寄附文化の醸成	
(3) 情報の発信と広域での交流促進	10
① 市民への情報発信の強化	
② 市内・外の市民活動団体等との交流促進	
(4) 市民活動団体の運営基盤強化に向けた支援	12
① 財政的支援	
② その他の運営基盤強化に向けた支援	
(5) 地域の多様な主体との連携促進	13
① 自治会・まちづくり協議会・社会福祉協議会等との連携	
② 企業や大学との連携	
③ 地域会議への参加促進	
(6) 庁内体制の整備	15
① 庁内連携の強化	
② 職員の理解・知識の向上	
3. 新しい生活様式を踏まえた支援について	16
4. 指針を推進するにあたって	17
【用語解説】	18
【施策の体系図】	別紙

## はじめに

近年、全国的に人口減少と少子高齢化が急速に進む時代を迎える中、地域が抱える課題や市民ニーズは多様化しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、地域での活動は自粛や縮小が進み、新たな社会課題が生まれています。

この状況に対応するため、各自治体は、これまで以上に独自のまちづくりの推進や新しい生活様式に対応した支援施策の整備が必要となります。

一方、市民自らが地域や社会に貢献するまちづくりの活動は、様々な分野に広がっています。このような活動は今や社会に不可欠のものとなっており、地域においても、まちづくりの担い手として地域を支える大きな力となっています。また、厚生労働省が掲げる「地域共生社会」の実現の中でも、全国的に市民活動団体【用語】への期待は大きくなっているところです。

しかし、地域を支える市民活動団体の参加者の減少や高齢化等、“人”に関する問題は年々大きくなっており、対策が必要となっています。

我孫子市（以下「市」という。）は、平成12年3月に我孫子市市民公益活動・市民事業支援指針を策定しました。その後、市民公益活動【用語】を取り巻く状況が大きく変化したことから、我孫子市市民公益活動・市民事業支援指針を平成27年7月に改訂し、名称を「我孫子市市民公益活動支援指針（以下「指針」という。）」に変更しました。その際、新たな社会課題や現状に対応する必要があることから、以降の改訂については5年を目途に行うこととし、今までの支援施策等の検証を行った上で今回の改訂を行いました。

検証にあたり、これまでの取組と市民活動団体が抱える課題、市民のボランティア・市民活動に対する意識等を踏まえて、今後、市が取り組むべき推進施策の方向性について、関係団体と意見交換を行った上で取りまとめました。

---

（注1）…本文中で、【用語】の表記がある言葉は、用語解説を掲載しています。

## 1. 指針の見直しについて

### (1) 背景

市は、我孫子市市民公益活動・市民事業支援指針の中で、これからのまちづくりについて、「それぞれの特性を生かした多種多様なサービスを行う市民の活動は、今後のまちづくりの担い手として大きな可能性を持つ」とし、「21世紀のまちづくりを市民・企業・行政の適切な役割分担に基づく『協働』【用語】により推進しようと考えている」としました。その中で、市民公益活動や市民事業の推進のため、行政の役割として、「『協働』という視点に立って積極的に行政施策を進めていくとともに、情報や機会の提供など支援のための環境をつくる必要がある」と示しました。

また、第三次総合計画の基本構想（平成23年改訂）において、「誇りと愛着を持ってらせる魅力あるまちを、市民と市がそれぞれの役割を自覚しながら、協働で創り続けていく」とした上で、市民自らがまちづくりを進めるための支援をしていくことを示しました。

このようなまちづくりの考え方のもと、市はこれまで、市民公益活動への様々な支援施策を展開してきました。

その後、市内の市民公益活動を取り巻く状況や市民活動団体が抱える課題は大きく変化しました。特に平成26年度には、あびこ市民活動ステーション【用語】（以下「市民活動ステーション」という。）に指定管理者制度【用語】を導入したため、市民公益活動の支援の体制が大きく変わったこと等を受け、平成27年に指針の改訂を行いました。

平成27年の改訂時、時代に合った推進施策を実施することの重要性を鑑み、指針改訂後、概ね5年を目処に指針の見直しを行うこととし、令和2年度に指針の改訂を行いました。

また、今回の改訂では、市民や市民活動団体の現状を調査するため、令和元

年度に市民を対象とした「ボランティア・市民活動に関する意識調査【用語】（以下「市民意識調査」という。）」や市民活動団体を対象とした「市民活動支援に関するアンケート【用語】（以下「団体アンケート」という。）」をそれぞれ実施しました。これらの結果や今まで市が行ってきた支援施策の検証結果を反映しました。

## （２）関係団体との意見交換の実施

指針の改訂にあたっては、支援現場の声を反映することや学術的な意見を聞くため、市民活動団体や市民公益活動を支援する組織、市内大学等から広く意見を聞く必要があると考えました。このため、これまで市とともに市民公益活動の支援に携わってきた、あびこ市民活動ネットワーク【用語】及び我孫子市社会福祉協議会【用語】（以下「社会福祉協議会」という。）や川村学園女子大学、中央学院大学、市民活動ステーション指定管理者（（株）東京ドームファシリティーズ）に意見を伺いました。

意見を伺った際は、これまでの事業の検証結果、今後の市民活動支援の方向性、事業案の検討についてそれぞれの立場から意見をいただきました。

それらを踏まえて、最終的に取りまとめ、令和３年度からの支援の方向性を決定しました。

なお、当初は、対面による意見交換を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、文書による意見交換を行いました。

## 2. 推進施策

令和2年4月現在、我孫子市の人口は社会動態では転出者より転入者が増えているものの、自然動態では生まれる方より亡くなる方が多く、人口減少は進んでいます。また、少子高齢化が急速に進む中、地域が抱える課題や市民ニーズの多様化・複雑化が進んでおり、市民が主体的に行うまちづくり活動の重要性は、大きくなってきています。

しかし一方で、まちづくりに関わる市民活動団体は、会員の減少・高齢化や活動場所の確保、運営資金の不足など様々な運営上の課題を抱えています。このような運営上の課題は、基本的には団体自らが解決を図る必要がありますが、個々の団体の努力だけでは解決が困難なものもあります。

今後、市民が主体的に取り組むまちづくり活動を、より活性化していくためには、市として、そのような課題を踏まえた支援を進めていく必要があります。

今回の指針の見直しでは、市が取り組むべき市民公益活動支援のための推進施策として、次の6項目を掲げました。

また、令和2年現在、新型コロナウイルス感染症の影響で活動を自粛・縮小せざるを得ない状況を受け、時代に即した支援を行うために推進施策とは別に「新しい生活様式を踏まえた支援」についても取り組んでいきます。

### ■ 推進施策の6項目

- (1) 拠点施設のコーディネート機能及び相談業務の充実
- (2) 市民公益活動の参加者を増やすための取組
- (3) 情報の発信と広域での交流促進
- (4) 市民活動団体の運営基盤強化に向けた支援
- (5) 地域の多様な主体との連携促進
- (6) 庁内体制の整備

## (1) 拠点施設のコーディネート機能及び相談業務の充実

市は、市民活動ステーションに指定管理者制度を導入しており、施設の管理・運営と市民活動支援事業（ソフト事業）を一元的に実施しています。

市民活動ステーションは、市民公益活動を総合的に支援する拠点施設として位置づけており、市内で市民公益活動を行っている又はこれから行おうとする団体や個人にとって、気軽に利用でき、活動の活性化に役立つ施設であることが求められています。

社会課題が多様化し、様々な市民公益活動が行われていく中で、市民活動ステーションとして、相談体制の充実がより一層必要となることから、コーディネート力や市民活動団体との関係性の強化を図り、相談体制の充実を図っていきます。

### 【施策の例】

#### ○市民活動ステーションのコーディネート機能の強化

これから活動を始めたい人（市民活動団体の立ち上げや既存の団体への参加を考えている人）や既存の団体の運営に関する相談に対応できる体制づくりの強化

#### ○市民活動団体との関係性の強化

人と団体、団体と団体をつなぐために恒常的に活動している市民活動団体とのより一層の連携を行うための団体に関する基礎資料の整備

#### ○拠点施設の相談対応力向上のための研修や資格取得の援助の検討

#### ○市民活動を行っている人が相談に対応できるような体制づくり

## (2) 市民公益活動の参加者を増やすための取組

これまで市民公益活動を支えてきた担い手が高齢化する中、市内の市民活動団体が抱える最大の課題は、団体運営の担い手不足です。

この課題を解決するためには、市民公益活動の意義や必要性を広く市民に伝えていくことや、世代や生活環境を問わず、市民公益活動と広く関わることができる機会を提供する必要があります。

### ① 情報提供や参加、体験機会の充実

これまで市民公益活動の体験プログラムや情報提供事業、相談対応、担い手づくりのための講座などを実施し、市民公益活動の担い手づくりに一定の成果を上げてきました。

これらの事業は、市民活動ステーション指定管理者の事業として、あびこ市民活動ネットワークや市民活動団体と連携、協働しながら実施されてきました。

しかし、団体アンケートでは、会員の増減について、会員が増加した団体は19%と一定数の増加はあるものの、会員が減少した団体は32%となっていることから減少傾向は進んでいます。

このため市としては、これらの事業の内容や仕組みが一層充実するよう、市民活動ステーション指定管理者や市民活動団体と連携を図っていくとともに、担い手対策を地域から行えるよう、地域づくりに携わる人材の養成に取り組みます。

また、これまで開催してきた市民のチカラまつり【用語】は、市民活動団体が一堂に会する一大イベントとして、市民に広く市民公益活動をPRする効果もありました。今後もこのようなインパクトのあるイベントを開催して、市民と市民活動団体とが交流する場を作り、新たな担い手づくりを進めていきます。イベント開催にあたっては、新しい生活様式を意識するとともに、市や市民活動ステーション指定管理者、市民活動団体等と連携・協力をしながら、より効果



的な企画づくりを進めます。

#### 【施策の例】

- 地域をつなげるための地域づくりコーディネーター（仮称）養成事業や、市民公益活動を始めやすいようそれぞれの分野に特化した担い手講座の実施検討
- これから市民活動を始めようとする人への情報提供や相談対応体制の充実
- 市民公益活動を体験できる事業の再検討及び実施
- 担い手づくりを目的とした交流イベントの開催（講演会や体験型プログラムを中心とした効果的なイベントを実施）
- 市民活動団体等が自ら実施する担い手づくりの取組に対する、企画・運営の協力

#### ② 世代ごとの担い手づくり

市はこれまで、50歳代以上の市民を主な対象として担い手づくりに取り組んできましたが、今後は、将来の市民公益活動を担う学生や20歳代から40歳代の市民への働きかけが必要です。そのため、これまで行ってきた子ども・若者向けのボランティア情報提供を、市民活動ステーション指定管理者事業として継続するとともに、市は、それぞれの世代が市民公益活動を身近に感じ、気軽に関われる事業の検討をします。事業の検討にあたっては、市民活動団体をはじめ、地域で活動する様々な主体や狙いとなる世代の方と意見交換を行いながら進めます。

市民意識調査の中で、「ボランティア・市民活動に参加したくない」と回答した層では、いくらか活動の対価が貰えれば参加しやすいとの回答率がやや高くなっていることから、有償ボランティアとして活動できる機会の検討が必要であると考えられます。

また、市が市民を対象に開催する様々な講座を、担い手作りの機会としていかす取組も引き続き進めます。現在は長寿大学等、公民館講座を中心に市民公益活動に関する講義を行っていますが、その他の市内で行われる講座でも同様の取組を進めていきます。今後は、講座のプログラムに市民公益活動の意義や必要性などを理解してもらう内容を組み入れたり、市内の市民活動団体に関する情報を提供することで、市民公益活動の担い手づくりの仕組みを構築していきます。

#### 【施策の例】

- 学生が市民公益活動への理解を深めたり、市内の市民活動団体に活動体験ができるプログラムの開発（市内の大学・高校・小中学校との連携）
- 市と市内の大学や高校等との社会課題解決等に向けた協働事業の実施検討
- 子ども・若者向けのボランティア情報提供（A b i ボラ【用語】の発行）の取組方法の再検討と充実
- 子育て世代向けの親子で参加できる講座等の実施検討
- 有償ボランティアとして参加できる活動の情報収集及び発信
- 市が市民を対象に開催する講座（出前講座等も含む）を活用した担い手づくりの仕組みづくり（講座に、市民公益活動を知るプログラムの追加や市内の市民活動団体の情報を提供する工夫）

### ③ 寄附文化の醸成

市民公益活動への参加者を増やすためには、活動への直接的な参加だけではなく、市民活動団体へ資金や資材を寄附するなどの関わりを作ることで参加を広げていくことが必要になります。市民意識調査によると、「金銭による寄附をしたことがある」という回答は73.6%であるものの、「我孫子市のNPO法人・市民活動団体」に寄附をした経験のある方は8.0%のみとなっています。

このため、市内の市民活動団体への理解、関心を深め、寄附文化の醸成を通じて市民公益活動への参加者を増やしていきます。

また、寄附文化が広がるよう、市民活動団体が寄附を集めやすくする仕組みや市民が寄附を行いやしくする仕組み作りも検討していきます。

**【施策の例】**

- 寄附金を利用した社会課題解決の仕組み作りの検討
- 市民活動団体が行うクラウドファンディング等の支援制度の検討
- 寄附を求めている市民活動団体の情報収集及び発信

### (3) 情報の発信と広域での交流促進

#### ① 市民への情報発信の強化

市内の市民活動団体の活動への理解は徐々に広がってきているものの、市民全体に浸透したとは言えません。今後は、より広く市民に向けて情報発信を行い、市民公益活動への理解を広げていくとともに、活動に関心を持つ人や参加する人を増やす必要があります。

また、市民意識調査の結果の中で「市民活動を盛んにする上で必要性が高い事業」として、「活動に役立つ情報の発信」、「市民活動の活動紹介・普及活動」が多く挙げられていることから今後も情報発信の重要性は高くなります。

情報発信の方法については、市民に一律に行う発信だけでなく、それぞれの年代を意識して情報を届ける工夫を行う必要があります。同時に、市民活動に関する情報が総合的に把握できるポータルサイト等の運用の検討が必要です。

また、市民意識調査によると、78.3%の方が地域のイベントや情報を得る際、「広報あびこ」を活用していることが分かりました。そのため、オンラインでの発信だけでなく、広報あびこを利用した情報発信も積極的に行う必要があります。この取組では特に、これから活動を始めようとする人が知りたい情報を得られるよう、ニーズに合った情報提供を工夫していきます。

#### 【施策の例】

- 市民活動ステーションにおける情報発信力強化と市民活動団体が行う広報活動の支援強化
- 広報あびこなどを活用した市民活動に関する特集の掲載
- 市民公益活動に関するポータルサイトの整備
- メールやWebサイトに加え、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を活用した情報発信の検討
- 若者や現役世代、高齢者等の世代ごとの情報発信方法の検討、実施

## ② 市内・外の市民活動団体等との交流促進

市民のチカラまつりなどの交流イベントは、広く市民に市民公益活動をPRする機会となっています。同時に、市民活動団体が交流・連携する機会ともなり、同じ活動分野もしくは他の活動分野の市民活動団体が、互いの活動を知ることによって、活動を活性化する効果を生んできました。

このことから市は、引き続き、多数の市民活動団体が参加する交流イベントを開催していきます。企画・運営にあたっては、市民活動ステーション、あびこ市民活動ネットワーク、市民活動団体、社会福祉協議会等と十分に連携を図っていきます。

また、現在行っている「東葛飾地域NPO担当者会議【用語】」や「我孫子・印西協働フォーラム【用語】」のような市域を越えて行われる事業についても引き続き実施し、特定の課題解決のために市域を越えて行われている活動についての支援や新たな連携も検討していく必要があります。市民活動団体や事業の活性化のため、市域を越えて市民活動団体同士が交流をしやすいような環境を作っていきます。

### 【施策の例】

- 市内の様々な分野の市民活動団体が参加し、交流できるイベントの実施
- 東葛飾地域NPO担当者会議などを通じた、市外の市民活動団体との交流機会づくりの推進
- 特定の課題解決のための市域を越えたネットワーク組織等への支援の検討

#### (4) 市民活動団体の運営基盤強化に向けた支援

##### ① 財政的支援

市民活動団体への財政的支援として行っている公募による補助金制度を、引き続き継続できるよう制度の検討を行っていきます。また、新規申請団体が減少傾向にあることから、事業の周知はもとより、申請がしやすいよう事業の枠組み変更の検討が必要になります。

また、(2)「③寄附文化の醸成」で記載した通り、市民活動団体が寄附を集めやすくする仕組みの検討を行います。

##### 【施策の例】

- 公募による補助金制度の継続及び枠組みの変更の検討
- 市民活動団体が寄附金を集めやすくする仕組みの検討

##### ② その他の運営基盤強化に向けた支援

市民活動団体は、まちづくりにおいて大きな役割を果たしていますが、活動を安定的なものとするためには、市民活動団体自体の運営基盤がしっかりしている必要があります。

市は、市民活動団体が安心して活動できるよう、市民公益活動補償制度を継続していきます。また、会計や広報などの運営上のスキル向上や民間が実施する補助金・助成金の申請の支援、市民活動団体の活動におけるICTの利活用の推進を図るため、市民活動ステーションやボランティア市民活動相談窓口で・と・り・あ【用語】、千葉県、市外の市民活動支援センターなどが開催する講座を広く紹介し、参加の呼びかけをしていきます。

その他にも、市民活動団体の安定的な活動には、活動場所の確保や事業の計画的な実施が必要であることから、公共施設の使用料の減免や場の確保の支援について検討していきます。

##### 【施策の例】

- 市民公益活動補償制度の継続的な運用
- 団体の運営基盤強化につながる講座等の紹介や参加呼びかけ
- 市が所管する公共施設の使用料の減免や場の確保の支援の検討

## (5) 地域の多様な主体との連携促進

### ① 自治会・まちづくり協議会・社会福祉協議会等との連携

今後、地域社会の課題を解決していくためには、市民活動団体が、自治会・町内会やまちづくり協議会【用語】、地区社会福祉協議会【用語】など、地域で活動する主体と連携する必要があります。

連携の機会を増やしていくためには、市民活動団体と地域で活動する主体が相互に理解を深めることが必要なことから、両者が交流できるイベントや双方に関わりのある講座等の開催を通じて、将来に向け互いに協力できる基盤づくりを進めます。

#### 【施策の例】

- 市、市民活動ステーション指定管理者、社会福祉協議会、あびこ市民活動ネットワークなど、市民活動支援を行う組織が相互に情報交換し、必要に応じて連携できる環境づくり
- 地域の様々な主体に対し、市民活動団体が集まる交流イベントなどへの参加を積極的に呼びかけ、市内の市民活動団体と交流できる機会を作る
- 防災や子どもに関する事業など、地域で活動する主体と市民活動団体との連携が見込める事業の調査・研究
- まちづくり協議会との共催事業等を通じて、連携・協力できる体制づくりの検討

### ② 企業や大学との連携

現在も子ども食堂の支援や場の提供などで企業と市民活動団体との連携は行われています。また、市民意識調査の結果から企業の社会貢献活動に対する期待が高いことが分かりました。そのため、地元の企業等にそれぞれの特性をいかした社会貢献活動の実施や市民活動団体との協働等について働きかけを行い、市民公益活動への参加や幅広い支援を呼びかけていきます。

また、市内の大学に対しても各大学の特性をいかした社会貢献活動への参加を働きかけるとともに、学生・教員等に対する参加の呼びかけや市民活動団体との協働、現在行っているイベントや市内小中学校への支援など、引き続き協力を呼び掛けていきます。

#### 【施策の例】

- 企業や大学が行う社会貢献活動の情報収集及び情報発信
- 企業や大学と市民活動団体等との協働事業、相談体制の検討
- 従業員や職員向けの市民公益活動に関する周知・啓発

### ③ 地域会議への参加促進

「我孫子市地域コミュニティ活性化基本方針【用語】」では、地域の現状や課題などについて、話し合える「場」として地域会議【用語】を設けることになっています。地域会議には、自治会・町内会やまちづくり協議会など地域で活動する主体とともに、市民活動団体も構成員として位置づけられており、積極的な参画が望まれています。

今後は、市内の各地域で地域会議が設置される際には、市民活動団体に関する情報を提供するとともに、市民活動団体にも地域会議への参画を呼びかけていきます。また、既に設置されている地域会議においても、取り上げる議題について先進的に地域で活動を行っている市民活動団体等に参加の呼びかけを行っていきます。

#### 【施策の例】

- 市民活動団体を対象に、地域会議についての情報提供を継続的に行う
- 地域会議の実施状況等を知らせる情報誌「地域会議通信」の公共施設への設置
- 地域特性や議題に合った市民活動団体等への声かけや市民の積極的な参加の呼びかけの実施・協力



## (6) 庁内体制の整備

### ① 庁内連携の強化

これからのまちづくりにおいては、市民活動団体や自治会・町内会、まちづくり協議会、地区社会福祉協議会などの地域で活動する主体と行政が連携しながら取り組んでいく必要があります。

そのためには、庁内の連絡調整、情報共有が不可欠です。関係課がしっかりとこれらの主体と連携を取れるよう体制を強化するとともに、引き続き、市民活動支援課が総合的な調整役を担っていきます。

### ② 職員の理解・知識の向上

市民活動団体のまちづくりへの関わりが増える中、市民活動団体と市の関係課が、協力・連携する機会がより増えると想定されます。

職員の市民公益活動や市民活動団体への理解を深めるため、職員研修などの場で、市民公益活動や協働に対する考え方の理解・知識の向上を図っていきます。また、職員研修の内容や対象者について再検討を行います。

#### 【施策の例】

- 庁内への市民活動の情報発信と関係課との情報共有の取組の強化
- 新規採用職員の研修内容のリニューアル（実践的な研修プログラムの研究）
- 中堅職員や会計年度任用職員等を対象とした研修の検討
- 退職者への市民公益活動に関する周知

### 3. 新しい生活様式を踏まえた支援について

令和2年現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市民活動団体等は活動の制限を行わざるを得ない状況になり、活動も縮小しています。

あびこ市民活動ネットワークが会員向けに実施したアンケートでも、公共施設等の閉館や感染予防対策として十分な活動が出来なかったという意見も聞かれています。そのため、活動を引き続き行うためには従来の方法だけでなく、オンライン会議システムやSNS等、ICTの活用や団体の情報発信力の強化が不可欠です。今後は、ICT関連の事業を行っている市民活動団体とも協力し、ICTの利活用の支援を進めるほか、団体の情報発信力強化の支援を進める必要があります。

また、新型コロナウイルスに関する情報の把握が困難であったという意見もあることから、安心して活動を行うために、団体活動に役立つ情報の集約を行い、活動を実施する上での状況判断に役立つよう適切な情報発信を行う必要があります。

その他、新しい生活様式に適した活動方法の相談対応や市民活動団体が活動を行う上で実施の可否の参考になるようなガイドライン作り等を検討します。

今後も社会情勢を注視しながら、市民活動団体が時代に即した活動ができるよう柔軟な支援策を検討していきます。

#### 【施策の例】

- ICT関連の事業を行う市民活動団体との連携・協力
- ICTの利活用に関する講座の情報発信
- 新しい生活様式に対応した市民活動団体の活動に関する情報発信及びガイドライン作成の検討

#### 4. 指針を推進するにあたって

指針に示した新たな推進施策については、早期に具体的な事業を立ち上げ、着実に進めていくものとします。

また、今回の改訂内容については、我孫子市第四次総合計画前期基本計画（令和4年度～9年度）との整合性を図り、全庁的に市民公益活動の支援を推進していきます。

今後の改訂については、指針に基づく事業の実行性を高めるため、第四次総合計画の後期基本計画の策定期間に合わせて指針の見直しを行います。

指針の見直しにあたっては実施した各事業の効果を検証した上で、市民活動団体や関係機関との意見交換を行いながら、検討していきます。

ーあー

●我孫子・印西協働フォーラム

…株式会社東京ドームファシリティーズが指定管理者となっている「あびこ市民活動ステーション」と「印西市市民活動支援センター」で協働して行うフォーラム。市域を超えた市民活動団体の連携を生み出し、市民活動を活性化することを目的に実施する。

●我孫子市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会

…社会福祉法で位置づけられた民間団体（社会福祉法人）で、我孫子市の地域福祉を推進することを目的に活動。市内6地区に地区社会福祉協議会があり、地域の住民が主体的に地域の特性に応じた活動を展開している。

●我孫子市地域コミュニティ活性化基本方針

…市の第三次総合計画の第二次基本計画後期計画に基づき、平成25年10月に策定した。3つの目的（①誰もがそれぞれの立場で参加できる地域、②団体がつながり、団体が持つ力をより発揮できる地域、③地域の特性をいかしたコミュニティづくり）を達成するため、「地域会議」の設置を推奨している。

●あびこ市民活動ステーション

…「あびこ市民活動ステーションの設置及び管理に関する条例」に基づき設置した市の市民活動支援センター（平成18年8月開館）。

●あびこ市民活動ネットワーク

…平成18年7月に設立した市内の市民活動団体のネットワーク組織。様々

な分野で活動する約70の市民活動団体や個人が会員となり、行政と市民活動団体との意見交換会や講座の企画・運営などを行っている。

### ●A b i ボラ

…小学生から大学生までのボランティア・市民活動参加を推進するために、令和2年度より事業名を「JOYボラ」から「A b i ボラ」へと変更。活動情報の提供だけでなく、参加プログラムを市民活動団体とともに開発して提供することや、子ども・若者と市民活動団体とのマッチングを行う。また、若者が主体となって市民活動を始める機会を設ける。

—え—

### ●N P O

…N P Oは Non Profit Organization のこと。日本語では「非営利団体」、「非営利組織」もしくは「民間非営利組織」といわれる。

—き—

### ●協働

…平成16年度に策定した「N P Oとの協働を実りあるものに」で、市は協働の定義を「性格（団体の目的、長所・短所など）の異なる主体が、対等な立場で、それぞれの長所を活かして、共通の目標に向けて協力すること」とした。また、N P Oと行政との協働のまちづくりの3類型として、「自主事業・連携型」、「市事業への参画型」、「共同事業型」を示した。

—し—

### ●指定管理者制度

…地方自治法に基づき、公の施設の管理を民間事業者、N P O法人等に広く開放する制度。公の施設の管理に民間のノウハウや活力を活用すること

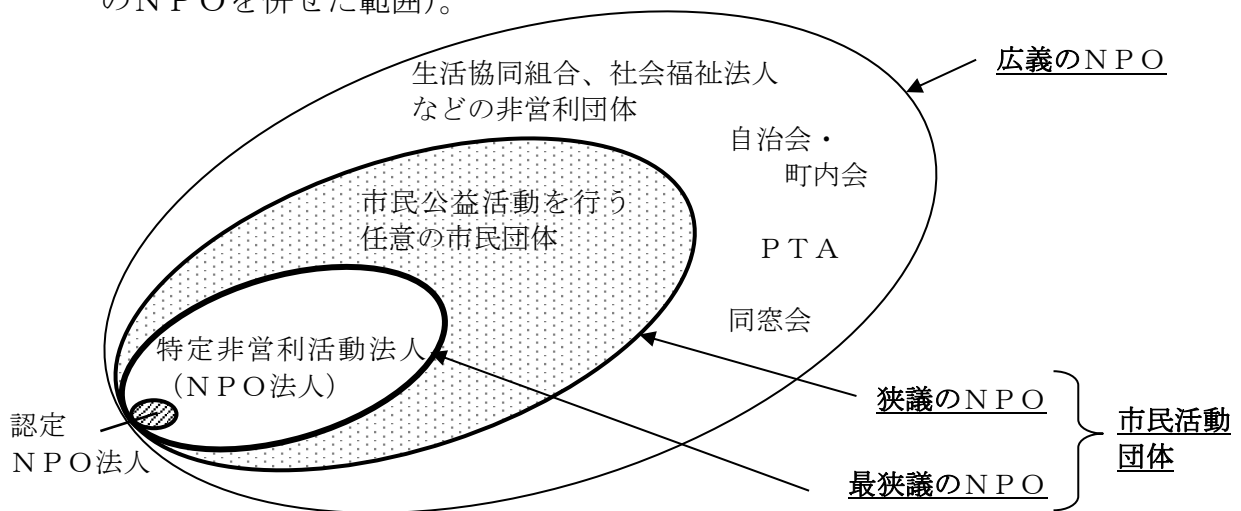
で、公共サービスの向上とともに、経費の削減等を図るもの。

### ●市民活動支援に関するアンケート

…我孫子市の市民活動団体の実態を調査するため、令和2年1月にアンケートを実施した。本アンケートは、平成12年に我孫子市で行った「市民公益活動・市民事業団体（グループ）実態調査表」、平成21，25年に我孫子市市民活動サポート委員会で行った「市民活動支援に関するアンケート調査」、平成28年に我孫子市で行った「市民活動支援に関するアンケート」を基に作成した。設問は「団体の概要について」、「団体の現状と支援策について」を主要項目として調査した。

### ●市民活動団体

…本指針で、「市民活動団体」とは、市民公益活動を行う任意の市民団体および特定非営利活動法人のことをいう（下図のうち、狭義のNPOと最狭義のNPOを併せた範囲）。



### ●市民公益活動

…市民が、市民の生活の向上又は改善に寄与することを目的として自主的に行う社会貢献活動で、営利を目的としないものをいう。

## ●市民のチカラまつり

…我孫子市の市民活動団体が力を合わせ、行政・学校・企業・商店など多様な主体と連携しながら実施するまちづくり交流イベント。市民活動団体や指定管理者の実行委員会で実施し、市民活動団体の紹介ブースや社会課題を取り扱う講演会等が行われる。

ーちー

## ●地域会議

…地域の特性をいかして設置し運営されていく会議で、地域の現状や課題などについて、話し合える『場』。地域で活動する様々な団体が集まり、話し合うきっかけを作ること、横の繋がりを作ることが目的にしている。

ーてー

## ●提案型公共サービス民営化制度

…市のすべての事業を公表し、民間から委託・民営化の提案を募る市独自の制度（平成18年度から実施）。採択された提案は、民間への委託・民営化を進める。

ーとー

## ●特定非営利活動法人（NPO法人）

…特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得したNPOのこと。現在、全国では約51,000法人が設立されている。また寄附に対する税制優遇が受けられる「認定NPO法人」も約1,100法人に増加している。

ーひー

## ●東葛飾地域NPO担当者会議

…我孫子市と松戸市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市、野田市のNPO支援担当課

の連絡会議で、各市の市民公益活動の状況や支援事業について情報交換を行う。

## －ほ－

### ●ボランティア市民活動相談窓口で・と・り・あ

…社会福祉協議会が、独自に設置した市民活動支援センター（平成26年4月開館）。ボランティア・市民活動、自治会や学校活動、企業の社会貢献活動などの相談支援・コーディネートを行っている。

### ●ボランティア・市民活動に関する意識調査

…令和元年に実施した我孫子市民3,000人を対象に行った調査。地域でのボランティア・市民活動の認知度を把握するとともに、活動への参加の有無や参加を促す有効な施策等、我孫子市内の現状を把握し、市民活動支援の方向性を決定する基礎資料とするために実施した。

## －ま－

### ●まちづくり協議会

…我孫子市コミュニティ整備計画報告書（平成元年3月策定）に基づく組織で、地域で活動する自治会・町内会や各種団体等から構成される。現在、10の協議会がある。住民の相互の連絡・交流および地域の様々な問題の解決を図り、各近隣センターの管理・運営も行う。





発行：我孫子市

問合せ：我孫子市 市民生活部 市民活動支援課

〒270-1192

千葉県我孫子市我孫子1858番地

TEL：04-7185-1111（代表）

FAX：04-7185-5777